

○大府市利用者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するために、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）及びその保護者等又は妊娠している者（以下「利用者」という。）がその選択に基づき、教育、保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう実施する利用者支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の個別ニーズを把握し、当該ニーズに基づき情報の集約、提供、相談、利用支援等を行うことにより、利用者が教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）、地域の子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び市又は市以外の機関等が実施する子育て支援に関する事業をいう。以下同じ。）等を円滑に利用することができるようにすること。
- (2) 教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を行う関係機関等との連絡、調整、連携及び協働の体制づくりに関すること。
- (3) 地域課題の発見及び共有、地域で必要な子育て資源（子育てに関するあらゆる取組、サービス等をいう。）の開発等に関すること。
- (4) 事業の周知に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(実施場所)

第4条 事業を実施する場所は、大府市子どもステーションとする。

(職員の配置)

第5条 事業に従事する者は、保育士、幼稚園教諭等の資格を有し、かつ、教育、保育、子育て等に関し相当の知識及び経験を有する者とし、1名以上の専任の職員を配置するものとする。

2 市長は、前項に規定する専任の職員以外に、事業を補助する職員を配置することができる。

(関係機関等との連携)

第6条 市は、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を行う機関のほか、知多福祉相談センター、主任児童委員、民生委員、児童委員、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様と

する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。